

常陸太田市燃料価格高騰対策事業者支援金のご案内

支援金の対象となる事業者

本市の区域内に営業所・施設を運営する事業者のうち、下記のいずれかに該当する事業者

- ① 道路運送法に規定する一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業を行う事業者
- ② 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に規定する自動車運転代行業者
- ③ 貨物自動車運送事業法による許可を受けた一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は同法の規定による届出をした貨物軽自動車運送事業を行う事業者
- ④ 旅館業法の規定による許可を受けた同法に規定する旅館・ホテル営業を行う事業者
- ⑤ 公衆浴場法の規定による許可を受けた温浴業を行う事業者のうち、専ら公衆浴場の用に供する施設を運営する者

【対象事業者の例】 バス事業者、タクシー事業者、運転代行業、運送業、宿泊事業者、温浴施設

ただし、下記のいずれかに該当する場合は、対象者となりません。

- (1) 市税等の滞納がある場合。ただし、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、徴収が猶予されているものを除く。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員である場合。
- (3) 支援金の受給後も事業を継続する意思を有していない場合。

支援金の額

- 令和元年から令和3年までのいずれかの年における、対象事業者の事業のために使用した右記に示す対象経費ごとに物価上昇率を乗じて算出した金額の合計額
- 1事業者につき50万円を上限（1,000円未満切り捨て）

対象経費	物価上昇率
ガソリン代	10.4%
灯油代	22.6%
軽油代	12.0%
重油代	27.7%

受付期間 令和4年11月30日(水)必着

申請時に必要な書類

常陸太田市燃料価格高騰対策事業者支援金支給申請書兼請求書（様式第1号）に下記書類を添付

1. 業種ごとに下記書類を提出

- ① 道路運送法の規定による一般旅客自動車運送事業の許可証の写し（一般旅客自動車運送事業者のみ）
- ② 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定による都道府県公安委員会の認定証の写し（自動車運転代行業者のみ）
- ③ 貨物自動車運送事業法の規定による貨物自動車運送事業の許可証の写し又は同法の規定による貨物軽自動車運送事業の届出の写し（道路貨物運送業者のみ）
- ④ 道路運送車両法の自動車検査証の写し（一般乗用旅客自動車運送事業者、自動車運転代行業者及び道路貨物運送業者のみ）
- ⑤ 旅館業法による営業許可証の写し（旅館・ホテル営業者のみ）
- ⑥ 公衆浴場法による営業許可証の写し（温浴業者のみ）

2. 各事業者共通提出書類

- ① 営業の実態が確認できる書類の写し（法人の場合は直近の決算報告書の写し等、個人の場合は前年の確定申告書の写し等）
- ② 対象燃料の種類、使用量、購入日及び購入代金がかかる書類の写し
- ③ 振込先口座の通帳の写し（名義、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号がわかる箇所）
- ④ 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）の写し ※個人事業者のみ
- ⑤ その他、市長が必要と認める書類

※ 常陸太田市商工会の会員は、1. ①～⑥、2. ①～②の書類について、常陸太田市商工会が発行する証明書をもって代替することが出来るものとします。

【申請及びお問い合わせ先】 常陸太田市 商工観光部 商工振興・企業誘致課

住所 〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町 3690

電話 0294-72-3111 内線 621・622

Mail yuchi@city.hitachiota.lg.jp